

選挙公営の手引き

記載例

(令和 8 年 3 月作成)

三種町選挙管理委員会

TEL 0 1 8 5 — 7 4 — 6 4 2 2 (直通)

《記載例》

契 約 届 出 書

(候補者 ⇒ 選管)

※選挙管理委員会へ提出してください。

様式第1号（第2条関係）
（その1）

選挙運動用自動車の使用の契約届出書

次のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので届け出ます。

令和8年 月 日

三種町選挙管理委員会委員長 様

三種町長又は三種町議会議員

令和8年4月26日執行

選挙

ハイヤー・タクシー

候補者氏名 三種 太郎

1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合

契約 年月日	契約の相手方の氏名又は名称 及び住所並びに法人にあって はその代表者の氏名	契約内容		備考
		運送契約期間	運送契約金額	
・ ・		・ ・ ～ ・ ・	円	
・ ・				
・ ・				

選挙運動用自動車本体のみの契約金額を記載する。
※スピーカー、看板等の費用を含めない。
※自動車本体と放送設備など付属設備の料金がパックになっている場合は、車両本体と付属設備の契約金額が明示された契約を締結すること。

2 1に掲げる場合以外の場合

項目 区分	契約 年月日	契約の相手方の氏名又は名称 及び住所並びに法人にあって はその代表者の氏名	契約内容		備考
			借入れ期間等	契約金額	
自動車の 借入れ	R8. .	株式会社〇〇レンタカー 三種町〇〇字〇〇▲▲番地 代表取締役社長 〇〇〇〇	R8. . ～ R8. .	〇〇,〇〇〇 円	
運転手の 雇用	R8. .	三種町〇〇字〇〇▲▲番地 〇〇〇〇 個人と契約	R8. . ～ R8. .	〇〇,〇〇〇 円	
燃料代	R8. .	株式会社〇〇石油 三種町〇〇字〇〇▲▲番地 代表取締役社長 〇〇〇〇	秋田〇〇〇 み〇〇〇〇	〇〇,〇〇〇 円	単価 140円

備考

- この届出書には、（ ）を（ ）してください。
- 2の「契約内容」欄の「借入れ期間等」に、選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
請求できるのは、当該選挙運動用自動車に供給した分のみ。
その他の事務連絡用の自動車に給油した燃料代等を含めないこと。
- 「燃料代」にあっては、単価契約を締結した場合には、「備考」に契約単価を記載してください（なお、2の「契約内容」欄の「契約金額」には、契約の見込額を記載して差し支えありません。）。

(その2)

選挙運動用ビラ作成契約届出書

次のとおり選挙運動用ビラの作成契約を締結したので届け出ます。

令和8年 月 日

三種町選挙管理委員会委員長 様

三種町長又は三種町議会議員

令和8年4月26日執行

選挙

町長：最大5,000枚
町議：最大1,600枚

候補者氏名 三種 太郎

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
		作成契約枚数	作成契約金額	
R8. .	株式会社〇〇印刷 三種町〇〇字〇〇▲▲番地 代表取締役社長 〇〇〇〇	0,000枚	00,000円	
. .		枚	円	

契約書の契約年月日を記載

請求できるのは、選挙運動用ビラの作成費用のみ。
その他の費用と混同しないこと。

備考 この届出書には、契約書の写しを添付してください。

(その3)

選挙運動用ポスター作成契約届出書

次のとおり選挙運動用ポスターの作成契約を締結したので届け出ます。

令和8年 月 日

三種町選挙管理委員会委員長 様

三種町長又は三種町議会議員

令和8年4月26日執行

選挙

ポスター作成契約枚数を記載

候補者氏名 三種 太郎

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
		作成契約枚数	作成契約金額	
R8. .	株式会社〇〇印刷 三種町〇〇字〇〇▲▲番地 代表取締役社長 〇〇〇〇	〇〇〇枚	〇〇〇,〇〇〇 円	
		枚	円	
. .				請求できるのは、選挙運動用ポスターの作成費用のみ。その他の費用と混同しないこと。

備考 この届出書には、契約書の写しを添付してください。

《記載例》

確 認 申 請 書

(候補者 ⇒ 選管)

※選挙管理委員会へ提出してください。

様式第2号（第3条関係）
（その1）

選挙運動用自動車燃料代確認申請書

令和8年 月 日

三種町選挙管理委員会委員長 様

三種町長又は三種町議会議員

令和8年4月26日執行

選挙

候補者氏名 三種 太郎

下記のとおり選挙運動用自動車燃料代につき、三種町議会議員及び三種町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例第4条第2号イの規定による確認を受けたいので申請します。

記

1 契約年月日 令和8年 月 日

2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

(1) 住 所 三種町〇〇字〇〇▲▲番地
(2) 氏名又は名称 株式会社〇〇石油
(3) 法人の代表者氏名 代表取締役社長 〇〇〇〇

選挙運動用自動車ナンバー

3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号 秋田〇〇〇〇〇〇〇〇〇

4 確認申請金額 〇〇,〇〇〇円

購入予定金額と限度額 38,500円の少ない方の金額を記載。契約業者が二社以上の場合には限度額を分けて記載

区 分	購入金額	左のうち確認済み又は確認申請金額
前回までの累積金額 (a)	0円	0円
今回の購入金額 (b)	〇〇,〇〇〇円	〇〇,〇〇〇円
燃料代計 (a) + (b)	〇〇,〇〇〇円	〇〇,〇〇〇円
備	購入予定金額を記載	確認申請金額を記載

備考

- この申請書は、燃料供給業者ごとに別々に候補者が提出してください。
- この申請書は、選挙運動用自動車の燃料代について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 「燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 「前回までの累積金額」には、他の燃料供給業者から購入した金額も含めて記載してください。

(その2)

選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書

令和8年 月 日

三種町選挙管理委員会委員長

三種町長又は三種町議会議員

令和8年4月26日執行

選挙

候補者氏名 三種 太郎

下記のとおり選挙運動用ビラ作成枚数につき、三種町議会議員及び三種町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例第8条の規定による確認を受けたいので申請します。

記

- 1 契約年月日 令和8年 月 日
- 2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
 - (1) 住 所 三種町〇〇字〇〇▲▲番地
 - (2) 氏名又は名称 株式会社〇〇印刷
 - (3) 法人の代表者氏名 代表取締役社長 〇〇〇〇

3 確認申請枚数 0,000枚

作成枚数と限度枚数（町長5,000枚、議員1,600枚）の少ない方の枚数を記載。契約業者が二社以上の場合は限度枚数を分けて記載

区 分	作成枚数	左のうち確認済み又は確認申請枚数
前回までの累積枚数(a)	0枚	0枚
今回の枚数(b)	0,000枚	0,000枚
枚数計(a)+(b)	0,000枚	0,000枚
備 考		

備考

実際のビラ作成枚数を記載

確認申請枚数を記載

- 1 この申請書は、ビラ作成業者ごとに別々に候補者が提出してください。
- 2 この申請書は、選挙運動用ビラ作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「前回までの累積枚数」には、他のビラ作成業者によって作成された枚数も含めて記載してください。

(その3)

選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書

令和8年 月 日

三種町選挙管理委員会委員長 様

三種町長又は三種町議会議員

令和8年4月26日執行

選挙

候補者氏名 三種 太郎

下記のとおり選挙運動用ポスター作成枚数につき、三種町議会議員及び三種町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例第11条の規定による確認を受けたいので申請します。

記

- 1 契約年月日 令和8年 月 日
- 2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
 - (1) 住 所 三種町〇〇字〇〇▲▲番地
 - (2) 氏名又は名称 株式会社〇〇印刷
 - (3) 法人の代表者氏名 代表取締役社長 〇〇〇〇

3 確認申請枚数 〇〇〇枚

作成枚数と限度枚数 114 枚の少ない方の枚数を記載。契約業者が二社以上の場合は限度枚数を分けて記載

区 分	作成枚数	左のうち確認済み又は確認申請枚数
前回までの累積枚数 (a)	0 枚	0 枚
今 回 の 枚 数 (b)	0 0 0 枚	0 0 0 枚
枚 数 計 (a) + (b)	0 0 0 枚	0 0 0 枚
備 考		

備考

実際のポスター作成枚数を記載

確認申請枚数を記載

- 1 この申請書は、ポスター作成業者ごとに別々に候補者が提出してください。
- 2 この申請書は、ポスター作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「前回までの累積枚数」には、他のポスター作成業者によって作成された枚数も含めて記載してください。

《記載例》

確 認 書

(選管→候補者→契約業者等→選管)

※契約業者等が請求書に添付します。

選挙運動用自動車燃料代確認書

三種町議会議員及び三種町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例第4条第2号イの規定により、下記の選挙運動用自動車燃料代は、同号イに定める金額の範囲内のものであることを確認します。

令和8年 月 日

三種町選挙管理委員会委員長



記

- 1 令和8年4月26日執行 ○○選挙
- 2 候補者の氏名 三種 太郎
- 3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号 秋田○○○み○○○○
- 4 確認金額 〇〇,〇〇〇円

備考

- 1 この確認書は、燃料代について確認を受けた候補者から燃料供給業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領した燃料供給業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用自動車使用証明書（燃料）とともに当該確認書を請求書に添付してください。なお、公費の支払の請求ができるのは、この確認書に記載された選挙運動用自動車への燃料の供給に限られています。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、町に支払を請求することはできません。

(その2)

選挙管理委員会が発行

選挙運動用ビラ作成枚数確認書

三種町議会議員及び三種町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例第8条の規定により、下記の選挙運動用ビラ作成枚数は、同条に定める枚数の範囲内のものであることを確認します。

令和8年 月 日

三種町選挙管理委員会委員長

㊟

記

- 1 令和8年4月26日執行 ○○選挙
- 2 候補者の氏名 三種 太郎
- 3 確認枚数 0,000枚

備考

- 1 この確認書は、選挙運動用ビラ作成枚数について確認を受けた候補者からビラ作成業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領したビラ作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用ビラ作成証明書とともに当該確認書を請求書に添付してください。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、町に支払を請求することはできません。

(その3)

選挙管理委員会が発行

選挙運動用ポスター作成枚数確認書

三種町議会議員及び三種町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例第11条の規定により、下記の選挙運動用ポスター作成枚数は、同条に定める枚数の範囲内のものであることを確認します。

令和8年 月 日

三種町選挙管理委員会委員長



記

- 1 令和8年4月26日執行 ○○選挙
- 2 候補者の氏名 三種 太郎
- 3 確認枚数 000枚

備考

- 1 この確認書は、選挙運動用ポスター作成枚数について確認を受けた候補者からポスター作成業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領したポスター作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用ポスター作成証明書とともに当該確認書を請求書に添付してください。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、町に支払を請求することはできません。

《記載例》

証 明 書

(候補者→契約業者等→選管)

※自動車の使用、ビラの作成及びポスターの作成終了後、
候補者が作成して契約業者等に交付します。

※契約業者等が請求書に添付します。

様式第4号（第5条関係）
（その1）

選挙運動用自動車使用証明書（自動車）

次のとおり選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。

三種町長又は三種町議会議員

令和8年 月 日

令和8年4月26日執行

選挙

ハイヤー・タクシー

候補者氏名 三種 太郎

運送等契約区分 (該当する方の番号に○をしてください)	1 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合	2 左に掲げる場合以外の場合
運送事業者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者氏名	住所 <u>三種町〇〇字〇〇▲▲番地</u> 氏名又は名称 <u>株式会社〇〇レンタカー</u> 代表者氏名 <u>代表取締役社長 〇〇〇〇</u>	
車種及び車両番号	運送等年月日	運送等金額
トヨタ ハイース 秋田000み0000	令和8年 月 日	00,000円
トヨタ ハイース 秋田000み0000	令和8年 月 日	00,000円
トヨタ ハイース 秋田000み0000	令和8年 月 日	00,000円
トヨタ ハイース 秋田000み0000	令和8年 月 日	00,000円
トヨタ ハイース 秋田000み0000	令和8年 月 日	00,000円

備考

- この証明書は、使用の実績に基づいて、選挙運動用自動車から運送事業者等に提出してください。
- 運送事業者等が町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運送事業者等は、町に支払を請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日当たり次の金額までです。

(1) 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合	64,500円
(2) (1) 以外の場合	16,100円
- 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約（「運送等契約区分」欄の1）とそれ以外の契約（「運送等契約区分」欄の2）とのいずれもが締結された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られていますので、その指定をした一の契約のみについて記載してください。
- 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1台に限られていますので、その指定をした1台のみについて記載してください。
- 5の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び6の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、町に支払を請求することはできません。

(その2)

※必ず給油伝票の写しを添付

選挙運動用自動車使用証明書（燃料）

次のとおり燃料を使用したものであることを証明します。

三種町長又は三種町議会議員

令和8年 月 日

令和8年4月26日執行

選挙

選挙運動用自動車のナンバーを記載

候補者氏名 三種 太郎

燃料供給業者の氏名又は 及び住所並びに法人にあ はその代表者の氏名	住 所 三種町〇〇字〇〇▲▲番地 氏名又は名称 株式会社〇〇石油 法人の代表者氏名 代表取締役社長 〇〇〇〇			
燃料供給年月日	燃料の供給を受け た選挙運動用自動 車の自動車登録番 号又は車両番号	燃料供給量	燃料供給金額	備考
日ごとに記載	令和8年 月 日 秋田000み0000	00リットル	0,000円	
	令和8年 月 日 秋田000み0000	00リットル	0,000円	
	令和8年 月 日 秋田000み0000	00リットル	0,000円	
	令和8年 月 日 秋田000み0000	00リットル	0,000円	
	令和8年 月 日 秋田000み0000	00リットル	0,000円	

備考

1 この証明書の提出に際しては、実績に基づいて、燃料供給業者ごとに別々に提出する給油伝票（燃

※燃料の供給の公費負担を受けられる自動車は自動車の使用の契約届出書【P2】に記載された選挙運動用自動車に限られます。
※事務連絡用の自動車に供給した燃料代などと混同して記載しないようご注意ください。

給油量、金額を日ごとに集計して記載

昭和44年昭令第3号に規定する4桁以下

のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。以下同じ。)の写しを添えて、候補者から燃料供給業者に提出してください。

2 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。

3 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄、「燃料供給量」欄及び「燃料供給金額」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。

4 燃料供給業者が町に支払を請求するときは、この証明書および給油伝票の写しを請求書に添付してください。

5 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、町に支払を請求することはできません。

6 公費負担の限度額は、候補者から燃料供給業者に提出された確認書に記載された金額までです。

【参 考】

公費負担請求に必要な給油伝票の例

【例 1】

納 品 書

〇〇 〇〇 様

株式会社〇〇石油
代表取締役社長 〇〇 〇〇
〒000-0000
三種町〇〇字〇〇▲▲番地

選挙運動用自動車のナンバーが記載されていることが必要

給油年月日

日 付	登録番号
R8. .	秋田000み0000

商品名	数量	単価	金額
レギュラーガソリン	30ℓ	140円	4,200円
		契約単価	供給金額

【例 2】

納 品 書

令和8年 月 日

.....

売上
〇〇 〇〇 様
登録番号
秋田000み0000
レギュラーガソリン
30ℓ
@140 ¥4,200円

合計 ¥4,200円

株式会社〇〇石油
〒000-0000
三種町〇〇字〇〇▲▲番地
TEL 0185-〇〇-〇〇〇〇

給油伝票に記載された燃料供給年月日・供給量・供給金額を、日付ごとに使用証明書に転記

給油年月日

選挙運動用自動車のナンバーが記載されていることが必要

契約単価

供給金額

(その3)

選挙運動用自動車使用証明書（運転手）

次のとおり運転手を使用したものであることを証明します。

令和8年 月 日
三種町長又は三種町議会議員
令和8年4月26日執行
選挙
候補者氏名 三種 太郎

運転手の住所及び氏名	住所 三種町〇〇字〇〇▲▲番地 氏名 〇〇〇〇	
雇用年月日	報酬の額	備考
令和8年 月 日	00,000円	
令和8年 月 日	00,000円	
令和8年 月 日	00,000円	
令和8年 月 日	00,000円	
令和8年 月 日	00,000円	

選挙運動用自動車の運転業務に実際に従事させた年月日及び報酬の額を日ごとに記載

備考

- 1 この証明書は、使用の実績に基づいて、運転手ごとに別々に作成し、候補者から運転手に提出してください。
- 2 「備考」欄には、選挙運動期間中に使用した選挙運動用自動車の台数を使用した日ごとに記載してください。
- 3 運転手が町に支払を請求するときには、この証明書を請求書に添付してください。
- 4 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運転手は、町に支払を請求することはできません。
- 5 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日を通じて12,500円までです。
- 6 同一の日において2人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1人に限られていますので、その指定をした1人のみについて記載してください。
- 7 候補者の指定した運転手以外の運転手は、町に支払を請求することはできません。

様式第5号（第5条関係）
（その1）

選挙運動用ビラ作成証明書

次のとおり選挙運動用ビラを作成したものであることを証明します。

三種町長又は三種町議会議員

令和8年 月 日

令和8年4月26日執行

選挙

候補者氏名 三種 太郎

ビラ作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	住 所 <u>株式会社〇〇印刷</u> 氏 名 又 は 名 称 <u>三種町〇〇字〇〇▲▲番地</u> 法人の代表者氏名 <u>代表取締役社長 〇〇〇〇</u>
作 成 枚 数	0,000枚
作 成 金 額	00,000円
備 考	実際に作成した選挙運動用ビラの枚数及び金額(税込)を記載

備考

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ビラ作成業者ごとに別々に作成し、候補者からビラ作成業者に提出してください。
- ビラ作成業者が町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、町に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。
 - 枚数 枚
 - 限度額 8円38銭（単価）×確認された作成枚数＝限度額（1円未満の端数は切上げる。）

(その2)

選挙運動用ポスター作成証明書

次のとおり選挙運動用ポスターを作成したものであることを証明します。

三種町長又は三種町議会議員

令和8年 月 日

令和8年4月26日執行

選挙

候補者氏名 三種 太郎

ポスター作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	住 所 <u>三種町〇〇字〇〇▲▲番地</u> 氏名又は名称 <u>株式会社〇〇印刷</u> 法人の代表者氏名 <u>代表取締役社長 〇〇〇〇</u>
作成枚数	000枚
作成金額	000,000円
ポスター掲示場数	114か所

実際に作成した選挙運動用ポスターの枚数及び金額(税込)を記載

備考

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、町に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数
ポスター掲示場数

(2) 限度額

$$\frac{316,250円 + 586円88銭 \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価}$$

1円未満の端数は切り上げる。

単価 × 確認された作成枚数 = 限度額

請 求 書

(契約業者等→選管)

※選挙管理委員会へ提出してください。

別紙（その1）

請求内訳書

（一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約により自動車を使用した場合）

使用年月日	運送金額（ア）	基準限度額（イ）	請求金額	備考
令和8年 月 日	00,000円×1台 =00,000円	64,500円	00,000円	
令和8年 月 日	00,000円×1台 =00,000円	64,500円	00,000円	
令和8年 月 日	00,000円×1台 =00,000円	64,500円	00,000円	
令和8年 月 日	00,000円×1台 =00,000円	64,500円	00,000円	
令和8年 月 日	00,000円×1台 =00,000円	64,500円	00,000円	
計			000,000円	

備考 「請求金額」欄には、（ア）又は（イ）のいずれか少ない方の額を記載してください。

運送金額(ア)か基準限度額(イ)のいずれか少ない方の金額を記載

別紙（その2）

請求内訳書

（一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合）

（1）自動車の借入れ

使用年月日	借入れ金額（ア）	基準限度額（イ）	請求金額	備考
令和8年 月 日	00,000×1台=00,000円	16,100円	00,000円	
令和8年 月 日	00,000×1台=00,000円	16,100円	00,000円	
令和8年 月 日	00,000		00,000円	
令和8年 月 日	00,000		00,000円	
令和8年 月 日	00,000		00,000円	
計			00,000円	

借入れ金額(ア)か基準限度額(イ)のいずれか少ない方の金額を記載

備考 「請求金額」欄には、(ア)又は(イ)のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

（2）燃料代

販売年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号	販売金額（ア）	基準限度額（イ）	請求金額	備考
令和8年 月 日	秋田000み0000	140円×000=0,000円			
令和8年 月 日	秋田000み0000	140円×000=0,000円			
令和8年 月 日	秋田000み0000	140円×000=0,000円			
令和8年 月 日	秋田000み0000	140円×000=0,000円			
令和8年 月 日	秋田000み0000	140円×000=0,000円			
		00,000円	00,000円	00,000円	

確認書に記載された金額を転記

日ごとに記載

- 「基準限度額」(計)欄には、確認書に記載された額の合計額を記載してください。
- 「請求金額」欄には、(ア)の(計)の販売金額(ア)の合計が基準限度額(イ)のいずれか少ない方の額を記載してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄及び「(ア)」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。

販売金額(ア)の合計が基準限度額(イ)のいずれか少ない方の金額を記載

（3）運転手

日ごとに記載

雇用年月日	報酬（ア）	基準限度額（イ）	請求金額	備考
令和8年 月 日	00,000円	12,500円	00,000円	
令和8年 月 日	00,000円	12,500円	00,000円	
令和8年 月 日	00,000円	12,500円	00,000円	
令和8年 月 日	00,000円	12,500円	00,000円	
令和8年 月 日	00,000円	12,500円	00,000円	
計			00,000円	

備考 「請求金額」欄には、(ア)又は(イ)のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

選挙運動用自動車の運転業務に実際に従事した年月日を記載

報酬(ア)か基準限度額(イ)のいずれか少ない方の金額を記載

(その2)

請求書は選挙期日後に提出

請 求 書
(選挙運動用ビラの作成)

年 月 日

三種町長 様

住 所 三種町〇〇字〇〇▲▲番地

氏名又は名称 株式会社〇〇印刷

法人の代表者氏名 代表取締役社長 〇〇〇〇

三種町議会議員及び三種町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例第8条の規定により、下記のとおり請求します。

請求内訳書の金額と一致

記

三種町長又は三種町議会議員

- 1 請求金額 金00,000円
- 2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 令和8年4月26日執行 選挙
- 4 候補者の氏名 三種 太郎
- 5 金融機関名、口座名及び口座番号

金融機関名	〇〇〇〇	本・支店名	〇〇〇〇
金融機関コード	000	支店コード	000
預金種別	普通	口座番号	0000000
ふりがな	カ〇〇インサツ グ化ョトリシマリヤクシチョウ〇〇〇〇		
口座名	株式会社〇〇印刷 代表取締役社長〇〇〇〇		

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用ビラ作成枚数確認書及び選挙運動用ビラ作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、町に支払を請求することはできません。
- 3 この請求書には、作成したビラの見本1枚（2種類の場合には各1枚）を添付してください。

・ビラ作成枚数確認書【P11】
 ・ビラ作成証明書【P18】
 ・別紙 請求内訳書【P25】
 を必ず添付する。

発行責任者及び担当者

・発行責任者
 (電話番号 _____ E-mail _____)

・担当者
 (電話番号 _____ E-mail _____)

別紙

ビラ作成枚数確認書
【P11】の枚数を記載
町長：5,000枚
議会議員：1,600枚

請求内訳書
(選挙運動用ビラの作成)

請求書の金額と一致。1円未満の端数は、1円とする。

作成金額			基準限度額			請求金額			備考
単価	枚数	金額	単価	枚数	金額	単価	枚数	金額	
(A)	(B)	(A) × (B) = (C)	(D)	(E)	(D) × (E) = (F)	(G)	(H)	(G) × (H) = (I)	
円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円	
0.00	0,000	00,000	8.38	0,000	00,000	000	0,000	00,000	

備考

- (E) 欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- (G) 欄には、(A) 欄と (D) 欄とを比較し、少ない方の単価を記載してください。
- (H) 欄には、(B) 欄と (E) 欄とを比較し、少ない方の枚数を記載してください。

実際に作成した単価及び枚数を記載。1円未満の端数は、小数点第3位を切り捨て第2位まで記載

作成単価(A)と限度額単価(D)の少ない方の単価を記載

作成枚数(B)と限度枚数(E)の少ない方の枚数を記載

(その3)

請求書は選挙期日後に提出

請 求 書
(選挙運動用ポスターの作成)

年 月 日

三種町長 様

住 所 三種町〇〇字〇〇▲▲番地

氏名又は名称 株式会社〇〇印刷

法人の代表者氏名 代表取締役社長 〇〇〇〇

三種町議会議員及び三種町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例第11条の規定により、下記のとおり請求します。

請求内訳書の金額と一致

記

三種町長又は三種町議会議員
選挙

- 1 請求金額 金 〇〇〇,〇〇〇 円
- 2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 令和8年4月26日執行
- 4 候補者の氏名 三種 太郎
- 5 金融機関名、口座名及び口座番号

金融機関名	〇〇〇〇	本・支店名	〇〇〇〇
金融機関コード	〇〇〇	支店コード	〇〇〇
預金種別	普通	口座番号	〇〇〇〇〇〇〇
ふりがな	カ) 〇〇インサツ グ化ヨウトリシマリヤクシヤチョウ〇〇〇〇		
口座名	株式会社〇〇印刷 代表取締役社長〇〇〇〇		

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用ポスター作成枚数確認書及び選挙運動用ポスター作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、町に支払を請求することはできません。

・ポスター作成枚数確認書【P12】
 ・ポスター作成証明書【P19】
 ・別紙 請求内訳書【P27】
 を必ず添付する。

発行責任者及び担当者

・発行責任者
 (電話番号 _____ E-mail _____)

・担当者
 (電話番号 _____ E-mail _____)

別紙

ポスター作成枚数確認書【P12】の枚数を記載

請求内訳書
(選挙運動用ポスターの作成)

請求書の金額と一致。1円未満の端数は、1円とする。

ポスター 一掲示 場数	作成金額			基準限度額			請求金額			備考
	単価 (A)	枚数 (B)	金額 (A) × (B) = (C)	単価 (D)	枚数 (E)	金額 (D) × (E) = (F)	単価 (G)	枚数 (H)	金額 (G) × (H) = (I)	
箇所	円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円	
114	000.00	000	000,000	3,362	114	383,268	000	000	000,000	

備考

- 「ポスター掲示場数」の欄には、ポスター作成証明書の「ポスター掲示場数」欄に記載されたポスター掲示場数を記載してください。
- () 欄には、次により算出した額を記載してください。

$$\frac{316 \times 50 \text{円} + 586 \text{円} 88 \text{銭} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}}$$
- () 欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- () 欄には、(A) 欄と (D) 欄とを比較して、小さい方の額を記載してください。
- () 欄には、(B) 欄と (E) 欄とを比較して、小さい方の額を記載してください。

実際に作成した単価及び枚数を記載。1円未満の端数は、小数点第3位を切り捨て第2位まで記載

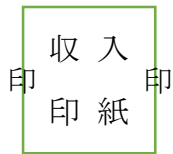
作成単価(A)と限度額単価(D)の少ない方の単価を記載

作成枚数(B)と限度枚数(E)の少ない方の枚数を記載

契 約 書 見 本

(候補者—契約業者等)

※既存の契約様式があるときはそれを用いて結構ですが、
その場合にも契約の一方の当事者は候補者本人で、その
申込意思と契約業者等の承諾意思とが契約書に明示され
ている必要があります。



選挙運動用自動車 運送契約書

発注者（候補者） _____ を甲とし、請負者（一般乗用旅客自動車運送事業者） _____ を乙として、甲乙両当事者間において、令和8年4月26日執行の _____ 選挙における選挙運動用自動車の使用について、次のとおり運送契約を締結する。

- 1 乙は、甲に対して次に掲げる運送を行い、甲はこれに対して代金を支払うものとする。
ただし、乙は、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により三種町に帰属することとならない場合においては、条例の定める手続きにより、甲の支払うべき金額のうち、条例の定める金額を三種町に対し請求するものとする。
(1) 車 種 _____
(2) 登録番号 _____

- 2 運送（選挙運動用自動車の使用）期間は、
令和8年 月 日から令和8年 月 日までとする。

- 3 請負代金は、1日につき金 _____ 円（うち消費税及び地方消費税額金 _____ 円）とする。

- 4 この契約書に定めのない事項については、甲、乙協議の上、別に定める。

この契約の証として本書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管する。

令和8年 月 日

甲：発注者（候補者）住 所 _____
氏 名 _____ 印

乙：請負者 住 所 _____
名 称 _____
代表者 _____ 印

備考

- 1 自動車の運送期間は、立候補の届出の日から選挙期日の前日までの間において運送する期間とすること。したがって、立候補の届出前から運送していてもこの契約書にはその期間を含めないこと。
- 2 請負者が三種町に対し請求する場合、請求書にはこの契約書に記された住所、氏名等を記載し、印鑑についても、この契約書に押印した印鑑を使用すること。
- 3 請負者が法人の場合は、法人印と代表者印の両方の印鑑を押印すること。

※条例…三種町議会議員及び三種町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例。

選挙運動用自動車 賃貸借契約書

賃借人（候補者） _____ を甲とし、賃貸人 _____ を乙として、甲乙両当事者間において、令和8年4月26日執行の _____ 選挙における選挙運動用自動車の使用について、次のとおり賃貸借契約を締結する。

1 乙は、甲に対して次に掲げる自動車を貸付け、甲はこれに対して賃貸借料を支払うものとする。

ただし、乙は、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により三種町に帰属することとならない場合においては、条例の定める手続きにより、甲の支払うべき金額のうち、条例の定める金額を三種町に対し請求するものとする。

(1) 車 種 _____

(2) 登録番号 _____

2 自動車の賃貸借期間は、令和8年 月 日から令和8年 月 日までとする。

3 賃貸借料は、1日につき金 _____ 円（うち消費税及び地方消費税額金 _____ 円）とする。

4 この契約書に定めのない事項については、甲、乙協議の上、別に定める。

この契約の証として本書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管する。

令和8年 月 日

甲：賃借人（候補者）住 所 _____
氏 名 _____ 印

乙：賃貸人 住 所 _____
氏 名 _____ 印

備考

- 1 自動車の賃貸借期間は、立候補の届出の日から選挙期日の前日までの間において賃貸借する期間とすること。したがって、立候補の届出前から賃貸借していてもこの契約書にはその期間を含めないこと。
- 2 賃貸人が三種町に対し請求する場合、請求書にはこの契約書に記された住所、氏名等を記載し、印鑑についても、この契約書に押印した印鑑を使用すること。
- 3 賃貸人が法人の場合は、法人印と代表者印の両方の印鑑を押印すること。

※条例…三種町議会議員及び三種町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例。

選挙運動用自動車 燃料売買契約書

買主（候補者）_____を甲とし、売主_____を乙として、甲乙両当事者間において、令和8年4月26日執行の_____選挙における選挙運動用自動車の燃料について、次のとおり売買契約を締結する。

1 乙は、甲に対して次に掲げる期間燃料を供給し、甲はこれに対して代金を支払うものとする。

ただし、乙は、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により三種町に帰属することとならない場合においては、条例の定める手続きにより、甲の支払うべき金額のうち、条例の定める金額を三種町に対し請求するものとする。

(1) 燃料の種類 _____

(2) 期 間 令和8年 月 日から令和8年 月 日まで

2 売買代金は、1リットルにつき金 _____ 円（うち消費税及び地方消費税額金 _____ 円）とする。

3 この契約書に定めのない事項については、甲、乙協議の上、別に定める。

この契約の証として本書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管する。

令和8年 月 日

甲：買主（候補者）住 所 _____
氏 名 _____ 印

乙：売主 住 所 _____
氏 名 _____ 印

備考

- 1 燃料の売買期間は、立候補の届出の日から選挙期日の前日までの間において供給する期間とすること。
- 2 売主が三種町に対し請求する場合、請求書にはこの契約書に記された住所、氏名等を記載し、印鑑についても、この契約書に押印した印鑑を使用すること。
- 3 売主が法人の場合は、法人印と代表者印の両方の印鑑を押印すること。

※条例…三種町議会議員及び三種町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例。

選挙運動用自動車 運転手雇用契約書

雇用人（候補者）_____を甲とし、被雇用人_____を乙として、甲乙両当事者間において、令和8年4月26日執行の_____選挙における選挙運動用自動車の運転について、次のとおり雇用に関する契約を締結する。

- 1 甲は、乙を選挙運動用自動車の運転手として雇用し、その報酬を支払うものとする。
ただし、乙は、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により三種町に帰属することとならない場合においては、条例の定める手続きにより、甲の支払うべき金額のうち、条例の定める金額を三種町に対し請求するものとする。
- 2 運転手の雇用期間は、令和8年 月 日から令和8年 月 日までとする。
- 3 報酬の額は、1日につき金 _____ 円とする。
- 4 この契約書に定めのない事項については、甲、乙協議の上、別に決定する。

この契約の証として本書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管する。

令和8年 月 日

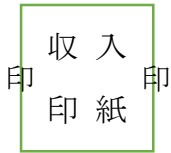
甲：雇用人（候補者）住 所 _____
氏 名 _____ 印

乙：日雇用人 住 所 _____
氏 名 _____ 印

備考

- 1 運転手の雇用期間は、立候補の届出の日から選挙期日の前日までの間において雇用する期間とすること。したがって、立候補の届出前から雇用していてもこの契約書にはその期間を含めないこと。
- 2 運転手（被雇用人）が三種町対し請求する場合、請求書にはこの契約書に記された住所、氏名等を記載し、印鑑についても、この契約書に押印した印鑑を使用すること。

※条例…三種町議会議員及び三種町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例。



選挙運動用ビラ作成請負契約書

発注者（候補者） _____ を甲とし、請負者 _____ を乙として、甲乙両当事者間において、令和8年4月26日執行の _____ 選挙における選挙運動用ビラの作成について、次のとおり請負契約を締結する。

- 1 甲は、乙に対して次に掲げるビラを発注し、乙はこれに対して請負うものとする。
 - (1) 数量 _____ 枚
 - (2) 納期 令和8年 月 _____ 日
- 2 請負代金は、1枚につき金 _____ 円（うち消費税及び地方消費税額金 _____ 円）とし、総額金 _____ 円とする。
- 3 乙は、納期限内にビラを作成し、甲に引渡しをしなければならない。
- 4 甲は、前項の規定によりビラの引渡しがあった後、乙に対して代金を支払うものとする。ただし、乙は、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により三種町に帰属することとならない場合においては、条例の定める手続きにより、甲の支払うべき金額のうち条例の定める金額を三種町に対し請求するものとする。
- 5 この契約書に定めのない事項については、甲、乙協議の上、別に決定する。

この契約の証として本書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管する。

令和8年 月 _____ 日

甲：発注者（候補者）住 所 _____
氏 名 _____ 印

乙：請負者 _____ 住 所 _____
氏 名 _____ 印

備考

- 1 ビラ作成業者（請負者）が三種町に対し請求する場合、請求書にはこの契約書に記された住所、氏名等を記載し、印鑑についても、この契約書に押印した印鑑を使用すること。
- 2 ビラ作成業者（請負者）が法人の場合は、法人印と代表者印の両方の印鑑を押印すること。

※条例…三種町議会議員及び三種町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例。



選挙運動用ポスター作成請負契約書

発注者（候補者） _____ を甲とし、請負者 _____ を乙として、甲乙両当事者間において、令和8年4月26日執行の _____ 選挙における選挙運動用ポスターの作成について、次のとおり請負契約を締結する。

1 甲は、乙に対して次に掲げるポスターを発注し、乙はこれに対して請負うものとする。

(1) 規格 _____ cm× _____ cm

(2) 数量 _____ 枚

(3) 納期 令和8年 月 _____ 日

2 請負代金は、1枚につき金 _____ 円（うち消費税及び地方消費税額金 _____ 円）とし、総額金 _____ 円とする。

3 乙は、納期限内にポスターを作成し、甲に引渡しをしなければならない。

4 甲は、前項の規定によりポスターの引渡しがあった後、乙に対して代金を支払うものとする。

ただし、乙は、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により三種町に帰属することとならない場合においては、条例の定める手続きにより、甲の支払うべき金額のうち条例の定める金額を三種町に対し請求するものとする。

5 この契約書に定めのない事項については、甲、乙協議の上、別に決定する。

この契約の証として本書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管する。

令和8年 月 _____ 日

甲：発注者（候補者）住 所 _____
氏 名 _____ 印

乙：請負者 _____ 住 所 _____
氏 名 _____ 印

備考

- 1 ポスター作成業者（請負者）が三種町に対し請求する場合、請求書にはこの契約書に記された住所、氏名等を記載し、印鑑についても、この契約書に押印した印鑑を使用すること。
- 2 ポスター作成業者（請負者）が法人の場合は、法人印と代表者印の両方の印鑑を押印すること。

※条例…三種町議会議員及び三種町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例。